

大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 12 月 11 日制定
令和 3 年 1 月 12 日変更
令和 4 年 6 月 10 日変更
令和 6 年 3 月 11 日変更
大山町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき、大山町農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を下記のとおり定める。

記

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として位置付けられた。

本町の農地は、日本海に面した北部平坦地の水田地帯と、大山の裾野が広がる南部丘陵地の畑地帯、その中間に位置する丘陵地の畑と狭小な谷間の水田で構成されている。

農業生産については、南部の丘陵地帯を中心とする畜産や酪農、中山間地の畑を利用した芝の生産やブロッコリー、白ネギ、梨などが栽培され、水田では水稻のほか転作田でのブロッコリー栽培などが盛んである。

土地基盤の整備は、水田のほ場整備は完了し、丘陵地の畑も国営大山山麓農地開発事業や県営畑地帯総合整備事業などによる条件整備が行われてきたが、近年、高齢化や担い手不足などにより、耕作条件の悪いほ場を中心に農地の荒廃や遊休化が進行している。

本町においては、従前から補助事業を活用した遊休農地の再生に積極的に取り組み、100ha 以上の農地を再生して担い手への農地集積に努めてきたが、依然として新たな遊休農地が発生し続けている。また、担い手育成においても、親元就農者や新規就農者の確保に努め、一定の成果を挙げているものの十分とは言えない現状にある。

このため、これまでの取り組みをより一層進めることとし、地域の特性を活かした活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携して「農地等の利用の最適化」を図るための指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、令和 8 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等に

ついて」(令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとし、具体的な推進活動にあたっては、町農林水産課及び農地中間管理機構などの関係機関と密接な連携を図りながら実施するものとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止と解消について

農業者の高齢化や担い手不足、生産意欲の減退などにより、条件不利地から順次遊休化する傾向にあるが、一方では、特産野菜や芝生産、新規就農者などにおいて栽培条件に適した農地を求める農業者も多く、優良農地と条件不利地とで需給に大きな差異を生じている。

このため、遊休化した条件不利地の面的整備なども視野に入れつつ、「守るべき農地」を明確にし、可能な限りの遊休農地の発生防止と解消に努める。

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	4,101ha	81ha	1.97%
3年後の目標 (令和8年4月)	4,053ha	33ha	0.81%

※現状の管内の農地面積は、「耕地及び作付け面積統計」の耕地面積と利用状況調査による遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・ 農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下、「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下、「利用意向調査」という。)を適確に実施するものとし、町農林水産課との連携を取りながら農業委員・推進委員による調査の徹底を図る。
- ・ 調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知)を基本とし、適切な時期に実施する。
- ・ 利用状況調査は、農業委員と推進委員を中心に適切な班編成を行い、事務局又は農林水産課職員が随行して確実な調査を行う。
- ・ 利用意向調査は、担当地区の農業委員及び推進委員が、原則として戸別訪問により実施する。町外者等不在地主においては、事務局が郵送等により調査する。
- ・ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整

を行う。

- ・ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映し、調査結果の正確な記録の確保と「農業委員会サポートシステム (eMAFF 農地ナビ)」への迅速な公表に努める。

② 農地中間管理機構との連携について

- ・ 利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったものは、農地法第35条第1項の規定により、適切な時期に農地中間管理機構に対して通知を行う。
- ・ 上記以外の意志を示したものと意思表明のないものについては、農地中間管理機構に対して情報を提供し、利用調整の連携に努める。
- ・ その他、利用意向調査に関連した法手続きについて、農地中間管理機構との連携を図りながら適切に対処する。

③ 非農地判断について

- ・ 利用状況調査によって、再生利用が困難な農地と区分された荒廃農地については、「農業振興地域整備計画」との整合性を図りながら、現況に応じた速やかな「非農地判断」を行い、「守るべき農地」の明確化を図る。

④ 遊休農地の再生について

- ・ 利用状況調査において「1号遊休農地」とされた農地については、耕作条件整備事業などの補助制度を活用し、遊休農地の再生に努める。
- ・ 遊休農地の再生にあたっては、ほ場単位で再生する農地と面的な区域単位で再生すべきものとに仕分けし、農地や地域の実情に即した再生を図る。
- ・ 遊休農地の具体的再生方法等については、関係機関で組織する「人・農地担当チーム会議」で協議し、有利な補助事業等を活用しながら関係機関が一体となった取り組みを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

本町においては、認定農業者や基本構想水準到達者も多く、徐々に担い手への集積も進みつつあるが、畑作などの特定作目に限定されており、水田農業の担い手不足が深刻化している。また、担い手への集積も面積的な集積は進んでいるが、一体的な面的集約には至っていない状況にある。

このため、担い手への農地の集積にあたっては、既集積分を含めた経営体ごとの面的集約に努めるとともに、個別経営の拡大が困難な地域においては、地域ぐるみの営農体制の確立を目指した取り組みを進める。

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 4 月)	4,020ha	1,736ha	43.2%
3年後の目標 (令和 8 年 4 月)	4,020ha	2,036ha	50.6%

※現状の管内の農地面積は、「耕地及び作付け面積統計」の耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の推進について

- ・ 地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」を推進する。
- ・ 水田の担い手確保が困難な地域においては、関係機関が連携して集落営農組織の育成や既存組織の体質強化を図り、地域ぐるみの営農体制の整備に努める。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・ 利用状況調査、利用意向調査で把握した農地情報は、速やかに農地中間管理機構との情報共有を図るとともに、遊休農地の再生に向けて関係機関が一体となった取り組みを進める。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- ・ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地の利用集積が進んだ地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- ・ 農地の所有者等を確知することができない優良農地については、公示手続き等を検討し、農地の有効活用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価す

る。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

本町では、従来から新規就農者の確保に取り組んで一定の成果を挙げているが、農業者の高齢化に伴い、既存の担い手の規模縮小や小規模農家の離農も増加しており、新たな担い手の確保が重要な課題となっている。

このため、関係機関が一丸となった取り組みをより一層強化し、営農指導や生産基盤の確保はもとより、生活環境などにおいても地域ぐるみで就農者を支える体制づくりに努め、新規就農者の安定的な確保を図る。

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者(個人・法人) (新規参入者取得面積) ※ 1
現 状 (令和 5 年 4 月)	5 経営体 (28. 2ha)
3 年後の目標 (令和 8 年 4 月)	1 1 経営体 ※ 2 (54. 0ha)

※ 1 上段記入の経営体の農地面積の合計面積

※ 2 新規参入経営体数は、単年度新規参入経営体の目標年度までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・ 県や農地中間管理機構などとの連携により、「アグリスタート研修」、「農の雇用事業」などの研修生の情報共有を図り、技術支援や経営指導、農地の手配や機械導入など、関係機関が連動した支援を行い新規参入の促進を図る。
- ・ 親元就農者や本町独自の「アグリマイスター制度」を活用した就農者などにおいても関係機関が連携した支援を行う。

② 新規就農の促進に関する情報収集について

- ・ 本町においては、総務省の「地域おこし協力隊」事業を活用した農業定住の取り組みを行っており、引き続き、あらゆる機会を通じた就農希望者の把握に努める。

③ 企業参入の推進について

- ・ 担い手が十分に確保できない地域において、営農組織による地域営農も困難な場合には、企業も地域の担い手になり得ることから、農地中間管理機構を活用した企業参入の推進に努める。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- ・ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域での受け入れ条件の整備に努めるなど、後見人的な役割を担うものとする。
- ・ 農業委員及び推進委員は、地域の新規参入者の営農状況や農地に関する要望等の情報収集を行い、常にその動向を把握した支援に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力